「とやま障害者フレンドリー企業」シンボルマーク使用要領

（趣旨）

第１条　この要領は、富山県障害者雇用推進企業（とやま障害者フレンドリー企業）認証制度実施要綱の規定に基づき、「とやま障害者フレンドリー企業」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定める。

（使用の届出）

第２条　シンボルマークを使用しようとする者は、「とやま障害者フレンドリー企業」シンボルマーク使用届出書（様式第１号）を県に提出しなければならない。届け出た内容を変更しようとするときも同様とする。

２　シンボルマークのデータは、メールで提供するものとする。

（遵守事項）

第３条　シンボルマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）届け出た内容の範囲内でシンボルマークを使用すること。

（２）シンボルマークのデザインは、別紙シンボルマークデザインマニュアルのとおりとすること。

（３）シンボルマークをみだりに改変して使用してはならないこと。

（４）シンボルマークの使用期間は、「とやま障害者フレンドリー企業」認証期間とすること。

（５）その他県が特に必要と認めること。

（使用の差止め）

第４条　県は、シンボルマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用を差し止めることができる。

（１）第３条の遵守事項に反するとき。

（２）使用者独自のマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に使用されると認められるとき。

（３）法令に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

（４）政治活動、宗教的行事等に使用されるとき。

（５）県及び「とやま障害者フレンドリー企業」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

（６）その他シンボルマークの使用が適当でないと認めるとき。

２　県は、使用者が前項の規定によりシンボルマークの使用を差し止められ、これによって使用者が損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附　則

この要領は、平成26年３月27日から施行する。